

令和6年3月から令和7年3月までに結婚された方限定!!

新婚さん 新生活応援プロジェクト

新婚世帯の新居の取得・賃貸・引越費用の補助を行います。

1世帯あたり**上限30万円**を支給します。

補助対象経費

- 住宅購入費用
- 賃貸に係る賃料
敷金、礼金、共益費
仲介手数料

補助対象経費

- 引越費用

※ただし、引越業者又は
運送業への支払に
かかる実費

恩納村
結婚新生活
支援事業

対象要件 (世帯) ①～⑥の基本要件を全て満たす世帯※

① 令和6年3月から令和7年3月までに
婚姻届けを提出し受理された世帯

④ 結婚を機に新たに村内に住宅を購入
又は賃貸した世帯、引越をした世帯

② 補助金の申請日において、住民票の
住所及び結婚に伴う新たに生活を送る
ための居住の住所が恩納村であること
※恩納村に継続して居住する意思があること

⑤ 取得できる最新の所得証明書をもと
に、夫婦の所得の合計額が1,244万円
未満
※奨学金を返済している場合は、年間返済額を
控除します。

③ 夫婦の婚姻日における年齢がともに
39歳以下であること

⑥ 他の公的制度による家賃補助、他市町
村で本補助金等を受けていないこと

※前年度補助を受けた世帯で支給上限額に満たなかった世帯は、前年度の上限額まで継続して補助を受けることができます。

●その他要件があります。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ：定住促進室 ☎966-1201

2024
7
月号
No.517

●発行／恩納村

〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納2451番地
☎098-966-1200

●印刷／株式会社琉球若草

〒905-2172 沖縄県名護市宇豊原221番地38
みらい5号館オフィス109 ☎0980-43-0792